令和５年６月１日

第６回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第　６　号

令和５年　第６回 定例会

日時：令和５年６月１日（木）午後２時

場所：区議会第二委員会室

「出　席」	教育長職務代理者	清　水　俊　明
	委　　　　　員	坪　井　節　子
	委　　　　　員	小　川　賀　代
	委　　　　　員	福　田　　　雅
「説明のために出席した教育局職員」	教育推進部長	新　名　幸　男
	教育総務課長	宇　民　　　清
	学　務　課　長	中　川　景　司
	教育推進部副参事	宮　原　直　務
	教育指導課長	赤　津　一　也
	児童青少年課長	鈴　木　大　助
	教育センター所長	木　口　正　和
	真砂中央図書館長	宇津木　利　弘
「書　記」	庶務係主事	星　　　考　貴

令和５年

第６回教育委員会定例会

令和５年６月１日（木）午後２時
場　　　　所　第二委員会室
議事録署名人　小川賀代委員

第１　議事録の承認

議事録第４号（令和５年第４回定例会）

第２　議案の審議

第２６号議案　令和５年度文京区一般会計補正予算（教育局）について
第２７号議案　文京区指定文化財の指定について（諮問）
第２８号議案　文京区立湯島小学校増築校舎借上契約に関する意見聴取について

第３　その他の事項

「開　会」

（14:00）

〇清水委員　それでは、定刻になりましたので、第６回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

本日は教育長体調不良のため欠席でございます。職務代理者である私が委員会を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、出席状況から確認させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、教育長が欠席となります。理事者は全員出席ということでよろしいでしょうか。

本日の議事録署名人でございますが、小川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（はい）

第１　議事録の承認

議事録第４号（令和５年第４回定例会）

〇清水委員　それでは、議事日程に入らせていただきます。第１、議事録の承認。議事録第４号がお手元にあろうかと思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正が必要である場合はこの会の終了までにお申し出いただければと思います。よろしくお願いいたします。

第２　議案の審議

第２６号議案　令和５年度文京区一般会計補正予算（教育局）について

〇清水委員　それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は３件です。

初めに、第 26 号議案「令和５年度文京区一般会計補正予算について」。この件につきまして、説明をお願いしたいと思います。

〇教育推進部長　ただいま議題とされました第 26 号議案、令和５年度文京区一般会計補正予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和５年６月定例議会に提案予定の令和５年度文京区一般会計補正予算のうち教育費についてご審議いただくものでございます。

まず、歳入でございますが、１ページをご覧ください。校内の居場所対応指導員の配置に伴い、校内別室指導支援員配置事業補助金など都支出金を追加するとともに、諸収入を増額しております。

以上により、2057万2000円を増額し、補正後の教育費歳入予算の総額は59億6998万7000円となります。

次に、歳出でございますが、２ページをご覧ください。教育センター所管の校内居場所対応指導員の配置人数を増加するための経費や学務課所管の校・園舎等各種整備費の増額を行うものでございます。

また、明化小学校改築工事経費の債務負担行為の補正を行うものでございます。

以上により6136万4000円を増額し、補正後の教育費歳出予算の総額は204億4572万円となります。

それぞれの内容につきましては、事項別明細書に記載のとおりでございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇清水委員　この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

〇坪井委員　金額というよりも、説明のほうの質問なんですが、別室対応指導員というのは不登校の子どもたちのような場合を想定されているのかということ。

それから、指導員の資格は、どのような方がなさっていらっしゃるのか。７名でこの金額というのはどういう金額なのかを教えていただきたいと思います。

〇教育センター所長　まず、指導員につきましては、主に不登校、登校渋りとか、そういったお子さんに対応するために、もともと小・中学校合わせて４校を想定して、令和５年度から新規にスタートする想定でございました。

指導員につきましては、資格は、今回あえて限定しなくて、資格がなくとも、こういった子どもへの対応に熱意のある方を採用しようということで、最終的には今回７校に拡大することに合わせまして７名採用しまして、具体的には、教員免許を持っている方もいますし、保育士の資格を持っている方もいますし、心理の大学院等を卒業した方もいます。また、そういった特に福祉、教育系の資格はないものの採用された方も中にはいらっしゃいます。

〇坪井委員　そういう方たちはどのくらいの勤務をしてくださるんでしょうか。

〇教育センター所長　基本的には会計年度任用職員なので週 29 時間勤務なのですが、週５日間学校には行きます。おおむね６時間勤務なんですけれども、日によって少し短い時間勤務の日がございまして、月曜日から金曜日まで各７校にそれぞれ１人ずつ７名が勤務しております。

〇坪井委員　現在その７校では別室にどのくらいの子どもさんがいる前提で成り立っていらっしゃるんでしょうか。

○教育センター所長　５月末時点の速報値ではあるんですけれども、7校合わせまして、全部で48名の小・中学生が今それぞれの学校の別室に在籍といいますか、登録されて、それぞれ通う頻度はバラバラですけれども、利用している状況です。

○坪井委員　そうすると、そういう方たちがクラスに３人とか来ているところに１人の指導員が１日ついていてくださる、そういう趣旨ですか。

○教育センター所長　指導員はあくまでも１人が１日いますので、日によって、委員おっしゃるとおり３人来るような日もあれば、場合によっては、１人とかゼロの日もあるかもしれませんが、１人の指導員が基本的には対応するというものでございます。

○坪井委員　そこでのその方の授業の科目内容はどうされるんですか。

○教育センター所長　特定の科目を教えるとかは教員免許を持っておりませんので、あくまでも児童・生徒の皆さんが、別室で自学自習するときのサポート、支援をするような形になります。特に特定の科目だけということでもないですし、いわゆる学校の先生と全く同じような指導まではできる立場ではないので、学習の支援的なところを行うものです。

○坪井委員　そうしたサポートを受けている子どもさんで教育センターに来ているお子さんもいらっしゃいますよね。それと、こういう学校の別室登校に行かれる子どもさんと、それは子どもたちの希望でなっているんですか。

○教育センター所長　まず、学校の別室を利用する児童・生徒につきましては、それぞれ所属している学校の最終的な判断といいますか、承認といいますか、そういったものに基づいて利用しております。ただ、例えば教育センターのふれあい教室との併用禁止とか、そういったことは決してございません。最後は、児童・生徒のそれぞれの状況によって、場合によっては併用する方も出てくるかもしれませんし、うまく役割分担するケースもあるかかもしれません。そこはケース・バイ・ケースでございます。

○坪井委員　ありがとうございました。

○清水委員　大変重要なご質問どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

○福田委員　見方をちょっと教えていただきたいんです。歳入のところと歳出のところ、歳入の２項目のところは、別々のものという理解で合ってますよね。加えて、次のページの歳出のところは、同じ項目で多分計上されていると思いますが、どうつながっているのかなというのが全然ピンと来なくてご説明いただけるとありがたいなと。

〇教育センター所長　まず、歳入のほうが２つに分かれておりますのは、東京都が、こういった別室で不登校などに対応する指導員について、昨年度末に補助金の仕組みを設けまして、今回私どもの７校中５校分がこの補助金の対象になりまして、東京都からもらう補助金の項目が上段の項目になります。一方、下のほうにつきましては、会計年度任用職員が社会保険料を勤務先である職場に一定納付する関係で、組織としては歳入になりますので、ここが２つに分かれております。

次のページの歳出につきましては、１つの事業としてかかる経費をまとめて計上しておりますので、このようなお示しの仕方になっております。

〇教育推進部副参事　歳出の下のほうに学校・幼稚園施設整備費がございまして、こちらは明化小学校は補助金をとっておりますが、今回の補正については、補正額の歳入はございませんので、歳入のところにはなくて、歳出の部分だけの表示になっております。

〇福田委員　明化小学校のところだけ、債務負担行為を設定する、補正額はゼロという意味がいまいちわからないので、教えていただけると。

〇教育総務課長　予算の仕組みは、予算とか契約は単年度が原則となっております。ただ、工事とかで複数年にわたる工事の場合は複数年契約をする必要がございます。その場合、当年度予算については、こちらのような形で予算計上するんですが、翌年度以降の複数年の部分に関しましては、債務負担行為ということで枠を設定して、それで全体の契約金額を担保するという仕組みになっております。その場合は、翌年度以降の枠のほうの変更になりますので、当年度予算の補正予算の金額には影響しないということでゼロになっております。

〇福田委員　よくわかりました。ありがとうございます。

〇清水委員　詳細なご説明、どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

〇清水委員　どうもありがとうございました。

第２７号議案　文京区指定文化財の指定について（諮問）

〇清水委員　続きまして、第27号議案「文京区指定文化財の指定について」。よろしくお願いします。

○教育推進部長　ただいま議題とされました第 27 号議案、文京区指定文化財の指定に係る諮問につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

文京区文化財保護条例第 20 条では、区指定文化財として指定を行う場合にはあらかじめ文京区文化財保護審議会に諮問することとしております。

本案は、この規定に基づき区指定文化財麟祥院文書及び護国寺日記に未指定文化財を追加指定し、員数等を変更することについて諮問するものでございます。

それでは、指定候補の概要についてご説明をいたします。

１ページをご覧ください。まず、麟祥院文書について、所在地は湯島四丁目１番８号、所有者は宗教法人麟祥院でございます。

麟祥院文書は、徳川家光の乳母春日局が開基となって寛永元年（1624 年）に湯島に創建された臨済宗妙心寺派の寺院である天沢山麟祥院に伝来した古文書群で、令和４年３月１日に 1229 点が区指定文化財となっております。

今回追加候補とする 3114 点には、春日局や歴代住職の法要に関するもの、近代における境内地の再編に関するもの、寺院運営に関するもの、戦後の復興に関するものなどが含まれ、既指定分を補完する極めて貴重な資料群でございます。

既指定の麟祥院文書 1229 点にこれら 3114 点が追加指定されますと、員数は 4343 点、時代は近世から近現代となります。

次に、護国寺日記についてご説明をいたします。２ページをご覧ください。所在地は大塚五丁目40 番１号、所有者は宗教法人護国寺でございます。護国寺日記は徳川幕府５代将軍徳川綱吉の生母・桂昌院が開基となって天和元年（1681 年）に大塚に創建された新義真言宗豊山派の寺院である神齢山悉地院護国寺に伝来した資料でございます。元禄 10 年（1697 年）から宝暦８年（1758 年）までの 253 冊が昭和 51 年 11 月１日に文京区指定文化財に指定されております。

追加候補とする２冊は、１冊が元文２年（1737 年）正月６日の後半から同年２月 20 日にかけてのもので、もう１冊は宝暦３年（1753 年）正月１日から 10 日にかけてのものでございます。いずれもこの期間の護国寺日記は欠本の扱いであったため、新たに確認された２冊はこの欠を補う意味で大変貴重なもので、２冊が追加指定されますと、員数は 255 冊になります。

今回の答申につきましては、令和６年１月ごろを予定しております。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○清水委員　それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょう

か。

○坪井委員　詳細なことは私にもわからないんですが、今回そうした追加をされてさらに今後も発見されて追加指定をされていく、そういうものなのでしょうか。

それから、文化財に指定された後の保存とか保管、閲覧とかは、何か今までと変化が生じるんでしょうかということをちょっと伺いたいんですが。

○教育総務課長　今回諮問する内容につきましては、今ご説明をさせていただきましたとおり、重要なものであるということで、こういった同様なものがもし発見された場合につきましては、同様な形で指定に向けて取り組むことになるかと思っております。

また、その後の活用等につきましては、以前、麟祥院の文書等については、同じような形でお話をいただいたところですが、麟祥院自体はこの資料についての保管、公表に向けてはかなり前向きに考えているという話はいただいているところです。ただ、数が多いということと、保存状況が必ずしもよくない、修復が必要なものも含まれるということで、少し時間がかかるというお話もいただいているところです。

護国寺も含めまして文化財に指定される以上は、区民等にそういったものになるべく触れる機会を確保することは重要だと思っておりますので、両寺院には、これが指定された際には、そういったことを働きかけていきたいと考えてはおります。

○清水委員　ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、お認めしていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○清水委員　それでは、そのように決定させていただきます。

第２８号議案　文京区立湯島小学校増築校舎借上契約に関する意見聴取について

○清水委員　続きまして、３番目の第 28 号議案「文京区立湯島小学校増築校舎借上契約に関する意見聴取について」。この件につきまして、説明をお願いいたします。

○教育推進部長　ただいま議題とされました第 28 号議案、文京区立湯島小学校増築校舎借上契約に関する意見聴取について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和５年６月定例議会に提案予定の教育事務に関する契約につきまして、地方教育行政

の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく区長からの意見聴取に対して回答するものでございます。

１ページをご覧ください。初めに契約の目的でございますが、児童数の増加や義務教育標準法改正に伴う学級編制に対応するため、文京区立湯島小学校の校庭に校舎を増築するものでございます。

次に、契約の方法でございますが、指名競争入札により、去る４月 27 日に入札を行い、最低金額入札者と同日付で仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、８億 3767 万 2000 円で、契約の相手方は、東京都千代田区二番町三番地麹町スクエア６階、株式会社内藤ハウス東京支店、取締役支店長伊藤誠二でございます。

なお、契約期間、支出科目等は２ページに記載のとおりでございます。

増築校舎借上げの概要につきましては、３ページ以降に記載をしております。こちらにつきましては、昨年の第７回定例会でお示しした資料から大きな変更はございません。

増築棟については、4 ページの下段の配置図のとおり、校庭の西側に配置をし、校庭については東側の庭園を縮小することで、可能な限り広さを確保する計画でございます。

また、５ページの平面図にありますとおり、１、２階には普通教室２室と多目的室１室を配置し、３階には育成室と多目的室をそれぞれ配置いたします。トイレは各階に用意し、1 階にはバリアフリートイレを設置するとともに、増築棟にもエレベーターを設置いたします。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇清水委員　ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等よろしくお願いいたします。

〇坪井委員　前も私、質問した記憶があるんですが、忘れてしまいました。借り上げというのはどういう意味でしたでしょうか。

〇教育推進部副参事　この校舎につきましては、リース契約を予定しておりまして、５カ年間のリースの後は区へ無償譲渡という形で区の財産になるという契約になっております。

〇坪井委員　リース料が８億 3700 万、そういう意味に解釈すればいいんですか。

〇教育推進部副参事　はい。

〇清水委員　ほか、いかがでしょうか。

〇福田委員　今の借り上げのところですが、リース料というか、つくってもらって、それを５年間リースを受けて、５年たったところで所有権も移転する、そういうイメージですよね。

〇教育推進部副参事　おっしゃるとおりで、リースにはなるんですけれども、この建物自体が、形としては唯一のものですので、それを建築も設計施工していただいて、その期間を含めて、保守も

含めて５年間リース契約しまして、その後、無償譲渡という形をとっております。

○福田委員　ちなみに、耐用年数としては結構な、重量鉄骨なので本当に何十年物ですよね。

○教育推進部副参事　法定になりますと、38年が減価償却の期間だとなっておりますけれども、事業者から聞いている話ですと、今回の場合は、鉄筋コンクリートではなくて重鉄なんですけれども、重量鉄骨でも物によっては50年ぐらいはもつ、しっかりした建物だというふうに聞いております。

○小川委員　増築の場所が運動場の一角ということで、運動場を確保するために庭のほうを少し調整するというご説明があったかと思います。その点について、今言った借り上げのリース契約になったときに庭のほうのちょっとした調整みたいなものもこの費用の中に含まれるんでしょうか。

○教育推進部副参事　おっしゃるとおりで、今回は庭のほうを少し縮小するこの工事もそうですし、あわせて増築校舎を建てるときにどうしても校庭を傷めてしまいますので、工事ヤードとして活用し、悪くなった部分も含めて、最終的には校庭も全て改修工事を行う予定ですので、増築候補地にあります増築棟を建てること、庭の部分の改修及び校庭全体の改修等を含めての工事となっております。

○小川委員　ありがとうございました。

○清水委員　ほか、いかがでしょうか。

○坪井委員　借上契約にしてリースにするということは、土地は区の所有のまま。リースしている物件に土地を賃貸するんですか。使用権は何かするんですか。無償で設定するんですか。

○教育推進部副参事　土地自体は学校敷地でございますので、その上に建物自体は建てますけれども、土地を貸し出してということではなくて、その建物をリースで我々のほうが借りているという形になっております。

○坪井委員　それはわかるんですけれども、建物の所有権は会社になるんですよね。

○教育推進部副参事　はい。

○坪井委員　そうすると、建物が建っている土地、会社は、その土地についての利用権はどういうふうに持つことになるんですか。

○教育推進部副参事　特段、その土地に対しての賃借料等をとるということは予定しておりません。

○教育総務課長　今回のリース契約は、区とリース契約を結んで区が使用するという目的でそこに建物を設置するというだけなので、基本的に区の所有物ではないんですけれども、あくまで使用するのは区ということなので、そこに使用権等は発生しないということです。

○福田委員　それって、分割払いと何が違うのかなと。言ってみれば建物をつくってもらって区が

購入して分割で払うという契約じゃなくて、あえて借上契約。坪井先生は、建物の所有権が区じゃない別の第三者である限りにおいては、土地の使用権、これを取得した上じゃないと物は建てられない、そういうことをおっしゃっていると思いますけれども、だったら、何でこの契約の形になっているのかなというのが素朴な疑問です。

○教育推進部副参事　今回のリース契約の建て方につきましては、学校の改築をするときの仮設校舎を建てるリース契約を一つのひな型として行っているところがございます。通常の学校を増築する場合ですと、鉄筋コンクリートでつくる設計をした上で校舎を建てていくというやり方を行うんですけれども、今回、令和３年の４月に35人学級がスタートすることによって、ある程度期間が限られた中で急ぎ建物を建てていかなきゃいけない。今回、湯島小学校でいいますと、今、既存校舎の中に15教室あり、15クラスで行っているところですが、令和７年に17クラスにふえる想定がなされていますので、できるだけ期間を短縮して建物を建てる必要があったものですから、仮設校舎を建てるのと同じ、時間が短縮できるリース契約で建物を建てたところでございます。

○坪井委員　建てなきゃいけないという理由はわかるんですけど、法律上の関係がどうなるかという疑問です。普通考えると他人の土地に建物を建てて、もし無償だとすると、営業をするわけだから、土地の無償使用についての贈与とか何とか出てきちゃうはずなのに、区の場合はそういうことは起きないんですか。何でそのことができるのかがわからない。

○教育推進部副参事　土地の使用に当たっての借地の使用料が発生しないのかとのご質問でしょうか。

○坪井委員　はい、そうです。

○教育推進部副参事　先ほど教育総務課長のほうでお伝えしたとおり、仮設校舎を建てる場合もそうなんですが、自分の学校敷地内に校庭を使いまして仮設校舎を建てて、リース契約で行っていくという方法で進めておりますので、区が使用する建物を区の所有物の上に使っているために、リース契約において特段土地の使用料を求めないという形になるかと思っております。

○坪井委員　建物の登記はこの会社の名前で登記されるんですか。建物を建てた後、所有権はこの会社の建物になるんですよね。

○教育総務課長　一部例外はあるんですけれども、区有施設とかは基本、登記はしていないんですね。区だったり自治体が持つ公の建物なので、あえてそこには基本的に固定資産税とかそういったものもかかってきませんので、基本的には多くのものが登記はされてないのが現実です。

○坪井委員　そういう問題については、税務上問題は全く生じないんですか。区が建てる建物につ

いて。

〇教育総務課長　登記の要・不要とか固定資産税に関しては全く問題は生じていないです。

〇坪井委員　会社はリース料で、営業して収入を上げるわけですね。会社はリース料を５年分もらう、自分たちが建築したものにプラスアルファが入るからやるわけじゃないですか。その会社としては申告をしていく。通常の場合だったら、賃料を払っていたり、あるいは借地権設定していたらその権利金を払うというのがちゃんと経費として出てくるはずで、それが全くない形で収入が上がってくる。

〇教育総務課長　あくまで今回工事で建てた建物を使用する、もしくはその建物を維持管理するということで、その分のリース契約を交わし、その分の収入を得ているので、その分に関しては収入として当然申告します。そこに土地との関係が出てこないということだけです。そこを使用していることに関してのお金の流れ等については特に問題は発生していないです。

〇坪井委員　先ほど福田委員おっしゃったように、なぜ売買代金で分割にしないで、リース契約にするのか、その辺のメリットというのは何なんですか。

〇教育総務課長　メリットといいますか、契約の制度上、先ほど債務負担行為の話もありましたけれども、分割払いというのは基本的にできないんです。物を引き渡されたときにその代金を一括で支払うか、その工事が終わるまでの間に出来高に応じて支払うとか、そういった意味での分割はできるんですが､単にその金額を何回払いで分割して支払いますといった契約は制度上できないので、それに類似した制度ということで今回リース契約を活用しているという面もございます。

〇坪井委員　それで法律上、税務上、問題が生じたことはないんですね。

〇教育総務課長　問題は生じておりません。

〇坪井委員　通常使われている手段なんですね。

〇教育総務課長　ケース・バイ・ケースで、建物の対象となるものも違いますので、一概には言えないんですけれども、例えばテニスコートの人工芝とか、事例は幾つかございますが、そういったところでも特に問題は生じておりません。

〇坪井委員　ありがとうございました。

〇清水委員　ほか、いかがでしょうか。

　私のほうから１つ。運動場の面積は結局変わらないということでよろしいですか。

〇教育推進部副参事　面積は少しだけ、今のところの計画ですと 50 平米ほど小さくなってしまいますが、ほぼ同じ大きさを確保する方向で予定しています。

〇清水委員　ただ､生徒さんがふえると相対的にはさらに狭くなるということがあると思いますし、文京区の子どもたちの体力の問題が叫ばれておりますので、その辺保護者の方のご意見とか、何かそれに対する対策というのはいかがなんでしょうか。

〇教育推進部副参事　今回の増築につきましても、学校運営連絡協議会のほうにもご相談をしながら進めているところです。もちろん校庭をできるだけというご意見はいただいておりますが、一方子どもに余力のある教室環境をというご意見もあって今回の増築となっております。今後、児童数の動向によりますけれども、必要に応じては校庭を戻すということもありますので、相談をしながら丁寧に進めてまいりたいと思います。

〇清水委員　広さだけじゃなくて、どういう運動をするかというところが問題になっているかと思いますので、その辺を検討していただければいいのかなと思いました。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、お認めしていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

〇清水委員　それでは、そのように決定させていただきます。

以上でご用意した案件は全てでございます。

第３　その他の事項

〇清水委員　その他ございましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、第６回定例会はこれをもって終了させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

（14：37）

令和５年６月１日

議事録署名人

教育長

委員